

開札日	令和3年1月22日
入札方法	電子入札

入札経過調書

件名	江戸川区立二之江小学校改築に伴う電気設備工事	契約金額(税込み)	¥363,000,000 -
契約者名	勝田電設工業株式会社 (東京都江戸川区春江町二丁目14番3号)	予定価格(税込み)	¥378,983,000 -
備考	本件入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額です。 本件入札に係る契約金額は落札者の入札金額に100分の10に相当する金額を加算したものです。		

入札者名	入札金額 (消費税抜き)	価格点 (A)	社会的要請点										評価点 (A+B)	備考
			災害・ 緊急時 対応	教育活 動・地 域諸行 事への 協力	環境 配慮	参加 実績	区内下請 業者等の 活用	労働者への 能力開発・ 福利厚生支 援	品質確 保への 取組	工事 成績	工事に 関する 提案 (安全 対策 等)	社会的 要請点 計 (B)		
(1) 勝田電設工業株式会社	¥330,000,000	27.27	5.20	2.60	2.90	2.00	7.00	1.65	2.90	1.00	1.60	26.85	54.12	落札者
(2) 株式会社サンコー設備	¥344,200,000	12.27	3.40	3.50	2.00	2.00	4.00	1.10	2.90	6.00	1.40	26.30	38.57	
(3) 株式会社カイデン	¥344,530,000	11.93	3.40	2.55	3.15	2.00	1.20	1.15	4.20	4.00	0.90	22.55	34.48	
(4) ムライ電気工業株式会社	-													辞退
(5)														

満点基準価格(消費税抜き)

¥308,493,000

【落札者選定理由】

・社会的要請に関する取組が必ずしも十分でない項目が見られるが、社会的要請点全50点のうち過半の評価点を得ており、一定の評価ができる。

- ・災害・緊急時対応について、積極的に取り組んでいる。
- ・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取り組んでいる。
- ・工事に關する提案(安全対策等)について、積極的に取り組む姿勢がうかがえる。

【落札者に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】

・今回の入札において提案した事項は、必要に応じて本改築工事に携わる他工種の事業者と連携し、確実に履行することを求める。

【入札全般に対する付帯意見】

・継続的に地域貢献等を積み重ね、より良い提案や実績を示してもらいたい。

記事

社会的要請型総合評価一般競争入札案件
価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位
以下を切り捨て、第二位まで表示している。

発注概要

項目	詳細
(1) 工事件名	江戸川区立二之江小学校改築に伴う電気設備工事
(2) 工事場所	江戸川区江戸川六丁目 44 番地
(3) 工事内容	<p>本工事は、新校舎建設及び校庭整備である。</p> <p>新校舎建設（工期：契約日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで）</p> <p>ア 電灯設備工事 照明器具 1,216 台、非常灯及び誘導灯 72 台、分電盤 10 面</p> <p>イ 動力設備工事 動力盤 1 面、電灯動力混合盤 10 面</p> <p>ウ 受変電設備工事 屋外型キュービクル 7 連 1 基 （単相トランス 75 kVA 2 台、単相トランス 100 kVA 1 台、三相トランス 200 kVA 2 台）</p> <p>エ 映像音響設備工事 屋内運動場舞台照明設備一式、屋内運動場音響設備一式、音楽室音響設備一式</p> <p>オ 弱電設備工事 総合盤一式、電話設備一式、電気時計設備一式、放送設備一式、呼出設備一式、テレビ共同受信設備一式、警報設備一式、電気錠設備一式、情報用配線及び配管設備一式、火災報知設備一式、防犯カメラ設備一式</p> <p>カ 構内配電設備工事 高圧交流負荷開閉器 1 台、高圧ケーブル一式、外灯設備工事一式</p> <p>キ 発電設備工事 太陽光発電用設備一式</p> <p>ク 機械警備用配管工事 機械警備用配管一式</p> <p>校庭整備（工期：令和 5 年 4 月 から令和 5 年 10 月 31 日まで）</p> <p>ア 校庭照明設備工事 照明器具 20 台、校庭照明盤 1 面、開閉器盤 5 面</p> <p>イ 外部倉庫設置工事 外部倉庫用設備一式</p> <p>新校舎建設を指定部分と定める。</p>
(4) 予定価格	344,530,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
(5) 工期	契約締結の翌日から令和 5 年 10 月 31 日まで

入札参加資格

項目	詳細		
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2)建設業許可	単独企業の場合には、「電気工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3)技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4)工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事（電気）で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5)指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6)経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7)業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者であって、「電気工事」を申込業種として登録していること。		
(8)参加形態	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区電気工事格付 （以下「区電気格付」という。）A の 者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であるこ と。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区電気工事格付 （以下「区電気格付」という。）A の 者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であるこ と。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 令和元・2 年度江戸川区電気工事格付 （以下「区電気格付」という。）A の 者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であるこ と。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 公告日時点の電気工事に係る電子調 達サービスで算出された共同格付が A-250 位以内かつ最新の経営事項 審査において総合評定値が 1,000 点 以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>		

項目	詳細	
	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区電気格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区電気格付Bの場合は20%)とすること。</p>	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区電気格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区電気格付Bの場合は20%)とすること。</p>
(9)機械設備工事との同時入札参加の制限	<p>「江戸川区立二之江小学校改築に伴う電気設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員は、「江戸川区立二之江小学校改築に伴う機械設備工事」、「江戸川区立篠崎小学校改築に伴う機械設備工事」及び「江戸川区立南小岩小学校改築に伴う機械設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員になることはできません。</p>	
(10)同時期公告の改築校への入札参加資格	<p>「江戸川区立二之江小学校改築に伴う電気設備工事」の入札参加者は、同時期に公告される「江戸川区立篠崎小学校改築に伴う電気設備工事」及び「江戸川区立南小岩小学校改築に伴う電気設備工事」についても入札参加申請をすることができます。ただし、受注制限があります。(「26.受注制限」参照)</p>	
(11)暴力団等排除措置	<p>江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。</p>	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。